

障害者総合支援法や介護保険法など、制度の改正によって指定施設における相談援助業務の範囲に変更があった場合には、制度の変更前と変更後で分けて書類を作成してください。

実務経験申告書は記入欄を複数に分けて記入し、実務経験証明書は複数枚に分けて作成してください。

# 実務経験の対象となる施設・事業・職種

次の実務経験の対象となる施設・事業、職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号）」厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知により定められています。

## 職種の兼務について

福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が対象となります。

実務経験証明書の「職種」及び「施設・職種コード」欄の記入については、以下のようになります。

例) 指定通所介護を行う施設の「生活相談員兼介護職員」の場合、

「職種」欄は、必ず「生活相談員兼介護職員」と記入してください。

「施設・職種コード」欄は、[2011]のように、主たる業務である職種のコードを記入してください。

## 目次

<b>児童分野</b> .....	2	<b>その他の分野</b> .....	9
児童福祉法.....	2	地域保健法.....	9
その他.....	3	医療法.....	9
<b>高齢者分野</b> .....	4	生活保護法.....	9
介護保険法.....	4	生活困窮者自立支援法.....	9
老人福祉法.....	5	社会福祉法.....	9
その他.....	5	売春防止法.....	10
<b>障害者分野</b> .....	5	母子及び父子並びに寡婦福祉法.....	10
身体障害者福祉法.....	5	刑事収容施設法.....	10
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律.....	6	少年院法.....	10
知的障害者福祉法.....	6	少年鑑別所法.....	10
障害者総合支援法.....	6	更生保護法.....	10
のぞみの園法.....	8	更生保護事業法.....	11
発達障害者支援法.....	8	労働者災害補償保険法.....	11
障害者の雇用の促進等に関する法律.....	8	その他.....	11
職業安定法.....	8	<b>現在廃止事業の分野</b> .....	12
その他.....	8		

# 児童分野

## 児童福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード	
児童相談所	児童福祉司	1361	
	受付相談員	1362	
	相談員	1363	
	電話相談員	1364	
	児童心理司、心理判定員	1365	
	児童指導員	1366	
	保育士	1367	
母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371	
	少年指導員(少年を指導する職員)	1372	
	個別対応職員	1373	
児童養護施設	児童指導員	1381	
	保育士	1382	
	個別対応職員	1383	
	家庭支援専門相談員	1384	
	職業指導員	1385	
	里親支援専門相談員	1386	
障害児入所施設 ・児童発達支援センター(障害児通所支援事業)	★児童指導員(※2)	1561	
	★保育士(※3)	1562	
	心理指導担当職員	1563	
	児童発達支援管理責任者	1564	
知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設(第一種、第二種)	★児童指導員(※2)	1391	
	★保育士(※3)	1392	
知的障害児通園施設	★児童指導員(※2)	1401	
	★保育士(※3)	1402	
盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	★児童指導員(※2)	1411	
	★保育士(※3)	1412	
肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設	★児童指導員(※2)	1421	
	★保育士(※3)	1422	
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	1431	
	保育士	1432	
	個別対応職員	1433	
	家庭支援専門相談員	1434	
重症心身障害児施設	★児童指導員(※2)	1441	
	★保育士(※3)	1442	
	心理指導員(心理指導を担当する職員)	1443	
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451	
	児童生活支援員	1452	
	個別対応職員	1453	
	家庭支援専門相談員	1454	
	職業指導員	1455	
児童家庭支援センター	相談員(児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員)	1461	
障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行う施設	★指導員(※1)	1571
		★児童指導員(※2)	1572
		★保育士(※3)	1573
		児童発達支援管理責任者	1574
		★障害福祉サービス経験者(※4)	1575
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576

	医療型児童発達支援事業を行う施設	★児童指導員(※2)	1572
		★保育士(※3)	1573
		児童発達支援管理責任者	1574
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576
	放課後等デイサービス事業を行う施設	★指導員(※1)	1571
		★児童指導員(※2)	1572
		★保育士(※3)	1573
		児童発達支援管理責任者	1574
		★障害福祉サービス経験者(※4)	1575
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	1576
	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設	訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	1577
		児童発達支援管理責任者	1574
保育所等訪問支援事業を行う施設	訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	1577	
	児童発達支援管理責任者	1574	
障害児相談支援事業	相談支援専門員	1581	
乳児院	児童指導員	2511	
	保育士	2512	
	個別対応職員	2513	
	家庭支援専門相談員	2514	
	里親支援専門相談員	2515	
指定発達支援医療機関 ・ 肢体不自由児施設支援 ・ 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの	★児童指導員(※2)	2451	
	★保育士(※3)	2452	
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている指導員	2531	
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2561	

## その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
利用者支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2901
児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行っている職員(相談員)	2291
地域生活支援事業  障害児等療育支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2441
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている職員	2521
子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	2541
重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	★児童指導員(※2)	2581
	★保育士(※3)	2582
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	2741

### 注意事項

- (※1)「指導員」のうち、「介護等の業務を行う指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※2)「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)
- なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

# 高齢者分野

## 介護保険法

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型介護老人福祉施設を含む)	生活相談員	1011
		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1012
	介護老人保健施設	支援相談員	1021
		相談指導員	1023
		介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
		介護医療院	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)
指定介護療養型医療施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031	
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員(※5) (保健師、主任介護支援専門員等) (介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、 ケアマネジメント支援、認知症初期集中支援推進事業に限る)	1041	
指定特定施設入居者生活介護を行う施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む	生活相談員	2221	
	計画作成担当者	2222	
指定通所介護を行う施設 ・基準該当通所介護を行う施設 ・指定地域密着型通所介護を行う施設 ・指定介護予防通所介護を行う施設 ・基準該当介護予防通所介護を行う施設 ・第一号通所事業を行う施設(※6) ・指定認知症対応型通所介護を行う施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む	生活相談員	2011	
	生活指導員	2012	
指定短期入所生活介護を行う施設 ・基準該当短期入所生活介護を行う施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む	生活相談員	2051	
	生活指導員	2052	
指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2091	
指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	2111	
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設	オペレーター	2771	
指定夜間対応型訪問介護を行う施設	オペレーションセンター従業者	2781	
指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151	
指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む)	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171	
指定複合型サービスを行う施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791	
指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護を行う施設	生活相談員	2191	
	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2192	
居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201	
介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2211	
第一号介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2911	

### 注意事項

(※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。  
通知の内容を必ず確認してください。

(※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。  
通知の内容を必ず確認してください。



## 老人福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
養護老人ホーム	生活相談員	1051
	生活指導員	1052
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	1061
	生活指導員	1062
軽費老人ホーム (軽費老人ホーム(A型、B型)、ケアハウスを含む)	生活相談員	1071
	生活指導員	1072
老人福祉センター(特A型、A型、B型)	相談・指導を行う職員	1081
老人短期入所施設	生活相談員	1091
	生活指導員	1092
老人デイサービスセンター	生活相談員	1101
	生活指導員	1102
老人介護支援センター(在宅介護支援センター)	相談援助業務を行っている職員	1111
有料老人ホーム	生活相談員	2271

## その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている相談員	2281
生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	2251
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 (高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行っている職員	2801

## 障害者分野

### 身体障害者福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321
	心理判定員	1322
	職能判定員	1323
	ケース・ワーカー	1324
身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター(A型、B型) ・在宅障害者デイサービス施設(身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331
点字図書館	相談援助業務を行っている職員	2321

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343

## 知的障害者福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351
	心理判定員	1352
	職能判定員	1353
	ケース・ワーカー	1354

## 障害者総合支援法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード	
障害者支援施設	★生活支援員(※7)	1121	
	就労支援員	1122	
	サービス管理責任者	1123	
地域活動支援センター	★指導員(※7)	1131	
福祉ホーム	管理人	1141	
身体障害者 更生援護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	★生活支援員(※7)	2831
		★生活指導員(※7)	2832
	身体障害者療護施設	★生活支援員(※7)	2841
		★生活指導員(※7)	2842
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員(※7)	2851
		★生活指導員(※7)	2852
	身体障害者福祉工場	★指導員(※7)	2861
	精神障害者 社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士
精神障害者社会復帰指導員			1192
精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)		精神保健福祉士	1201
		精神障害者社会復帰指導員	1202
精神障害者福祉工場		精神保健福祉士	1211
		精神障害者社会復帰指導員	1212
精神障害者福祉ホーム		管理人	1221

知的障害者援護施設	知的障害者更生施設(入所、通所)	★生活支援員(※7)	1231
		★生活指導員(※7)	1232
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員(※7)	1241
		★生活指導員(※7)	1242
	知的障害者通勤寮	★生活支援員(※7)	1251
		★生活指導員(※7)	1252
障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設	★生活支援員(※7)	1271
		サービス管理責任者	1272
	自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練)	★生活支援員(※7)	1281
		サービス管理責任者	1282
	就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む)	★生活支援員(※7)	1291
		就労支援員	1292
		サービス管理責任者	1293
	就労継続支援を行う施設(A型、B型)	★生活支援員(※7)	1301
		サービス管理責任者	1302
	就労定着支援を行う施設	就労定着支援員	1621
		サービス管理責任者	1622
	自立生活援助を行う施設	地域生活支援員	1631
サービス管理責任者		1632	
一般相談支援事業所	相談支援専門員	1591	
特定相談支援事業所	相談支援専門員	1601	
相談支援事業を行う施設	相談支援専門員	2871	
障害福祉サービス事業	療養介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	1261
	短期入所を行う施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業 を含む	相談援助業務を行っている職員	2341
	重度障害者等包括支援を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2351
	共同生活介護を行う施設	相談援助業務を行っている職員	2361
	共同生活援助を行う施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム を含む	相談援助業務を行っている職員	2371
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2381
	日中一時支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2391
	障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	2431

#### 注意事項

(※7)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

## のぞみの園法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている指導員	2301
	相談援助業務を行っているケースワーカー	2302

## 発達障害者支援法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	2461
	就労支援を担当する職員	2462

## 障害者の雇用の促進等に関する法律

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2471
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2481
	職場適応援助者	2482
障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	2501
	就業支援担当者	2502
	生活支援担当職員	2503

## 職業安定法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	2981
	発達障害者雇用トータルサポーター	2982

## その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている指導員	2311
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている職員	2331
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2731
	地域移行推進員	2732
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター	2811
	地域移行推進員	2812
精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2821
アウトリーチ事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	2881
第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、 ジョブコーチ支援を行っている者	2491
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、 ジョブコーチ支援を行っている者	2921



# その他の分野

## 地域保健法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1511
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1512
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1513

## 医療法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の 関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521
	退院後生活環境相談員	1522

## 生活保護法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
救護施設	生活指導員	1491
更生施設	生活指導員	1501
授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2591
宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	2601
被保護者就労支援事業を行っている事業所	就労支援員	2931

## 生活困窮者自立支援法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関 家計相談支援事業を行っている事業所	主任相談支援員	2941
	相談支援員	2942
	就労支援員	2943
	家計相談支援員	2944

## 社会福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
福祉事務所	査察指導員(指導監督を行う職員)	1471
	身体障害者福祉司(指導監督を行う職員)	1472
	知的障害者福祉司(指導監督を行う職員)	1473
	老人福祉指導主事(指導監督を行う職員)	1474
	現業員・ケースワーカー	1481
	家庭児童福祉主事	1482
	家庭相談員	1483
	面接相談員	1484
	婦人相談員	1485
	母子・父子自立支援員、母子相談員	1486
	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の 3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487
	生活保護法第55条の6第1項に規定する 被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488

隣保館	相談援助業務を行っている指導職員	2611
都道府県社会福祉協議会日常生活自立支援事業 (安心生活基盤構築事業)	専門員	2621
市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	2631
	相談援助業務を行っている職員 (主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、 児童その他要援護者に対するものに限る)	2632

## 売春防止法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
婦人相談所	相談指導員	1531
	判定員(心理・職能判定員)	1532
	婦人相談員	1533
婦人保護施設	生活指導員(入所者を指導する職員)	1541

## 母子及び父子並びに寡婦福祉法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員、 母子相談員(母子の相談を行う職員)	1551

## 刑事収容施設法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
刑事施設	刑務官	5011
	法務教官	5012
	法務技官(心理)	5013
	福祉専門官	5014

## 少年院法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
少年院	法務教官	5021
	法務技官(心理)	5022
	福祉専門官	5023

## 少年鑑別所法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
少年鑑別所	法務教官	5031
	法務技官(心理)	5032

## 更生保護法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
地方更生保護委員会	保護観察官	2641
保護観察所	保護観察官	2651

## 更生保護事業法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
更生保護施設	補導主任	2661
	補導員	2662

## 労働者災害補償保険法

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
労災特別介護施設	相談援助業務を行っている指導員	2671

## その他

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	2721
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	5041
就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	5051
地域福祉センター	相談援助業務を行っている職員	2681
就労支援事業を行っている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	2951
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2751
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている職員	2761
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている相談員	2691
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2701
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2961
熊本地震の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行っている職員	2971
自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所	主任相談支援員	2891
	相談支援員	2892
	就労支援員	2893
	家計相談支援員	2894
厚生労働大臣が個別に認めた施設	相談援助業務を行っている相談員	9999

※上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります(コード9999)が、厚生労働大臣の個別認定にあたっては別途基準が定められています。事前に日本総合研究所社会福祉士養成所までご連絡ください。なお、認定申請書類の提出が必要となりますので、個別認定を希望する方の出願は1次締切までとさせていただきます。

# 現在廃止事業の分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (療育等支援施設事業) ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	3061
障害者デイサービスを行う施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) 〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行っている職員	3091
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅) 等において実施する事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	生活援助員	3101
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設(日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館において実施する事業	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院において実施する事業	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業(青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201